

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

重要事項説明書

< 令和 8年 1月1日 現在 >

1 事業者（法人）の概要

運営法人	社会福祉法人常磐福祉会
代表者	理事長 小田篤
所在地	比企郡吉見町田甲789
電話番号	0493-54-2221

2 サービス事業所の概要

施設名	常磐苑短期入所生活介護事業所 介護保険指定番号 1173200310
管理者	施設長 利根川 博美
所在地	比企郡吉見町北吉見350
電話番号	0493-54-1333
定員	18名(2人室1室、4人室4室) 併設・空床型
主な提供サービス	・食事 ・入浴 ・排泄援助 ・健康管理 ・機能訓練など
通常の送迎実施区域	吉見町・東松山市・川島町
主な職員配置 (常勤換算)	施設長1名、副施設長1名、生活相談員2名 介護職員35名、看護職員4名、管理栄養士3名、機能訓練指導員1名、医師1名(非常勤)、事務職員2名
協力医療機関	シャローム病院 東松山市松山 1496 健友会 口腔ケアセンター(歯科) 川越市小ヶ谷 72-1

3 料 金

① 短期入所利用料金

吉見町 地域区分 7級地 1単位 10,17円で計算

※記載は1割負担・2割は×2倍・3割は×3倍

併設型短期入所生活介護費（Ⅱ） 多床室(2・4人室)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
603単位	672単位	745単位	815単位	884単位

併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） 多床室(2・4人室)

要支援1	要支援2
451単位	561単位

② 短期入所利用料金（各種加算・基準費用額）

① 夜勤職員配置加算（Ⅰ）	1日当たり 13単位（予防を除く）
② 利用者に対して送迎を行う場合	片道につき 187円
③ 療養食加算（該当者のみ）	1回 8単位 日3回（朝・昼・夕）
④ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日当たり 22単位
⑤ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月当たり 所定単位×14.0%
⑥ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1日当たり 10単位
食費	※1日当たり 1,600円 （内訳） 朝食 350円 昼食 700円 おやつ110円 夕食 440円
滞在費	※多床室（2・4人室） 1日当たり 915円
理容サービス その他の日用品・嗜好品	1,500円 実費

※所得に応じて⑥食費⑦滞在費の負担限度額が設けられ負担が減額されます。

※長期利用者（連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所）に対して短期入所生活介護を提供する場合 1日当たり30単位減算となります。

※口腔連携強化加算は、該当対象者となった場合、条件を満たした上で算定される場合があります。

① キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日17時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の10%

② 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

③ 支払方法

毎回、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の終了後、請求書をお渡ししますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、2月前からできます。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護（要支援）認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただきます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは実費を請求します。

- 5 当施設のサービスの特徴等
別添の資料をご覧ください。

6 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止の指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定しており、責任者は管理者としています。

2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

7 個人情報の保護

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

8 業務継続に向けた取り組みについて

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じています。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施しています。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 感染症の予防及びまん延防止のための措置について

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年 2 回以上）に実施しています。

1.0 身体拘束について

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きについては、身体拘束等の適正化のための指針に基づいて行います。

1.1 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：社会福祉法人全国社会福祉協議会
 （引受保険会社）損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 保 険 名：社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」

○施設の苦情受付窓口

当施設の苦情受付担当者	主任生活相談員 栗原寿昌 生活相談員 種山智幸・杉田芳枝・ 原口慧斗	電話 0493-54-1333
第三者委員	北村 良雄	電話 0493-54-0607
第三者委員	小貝 健三	電話 0493-53-2218

○行政機関その他の苦情相談窓口

吉見町長寿福祉課介護保険係	電話 0493-63-5013
東松山市役所 健康福祉部 高齢介護課	電話 0493-21-1460
川島町健康福祉課	電話 049-297-1811
埼玉県国民健康保険団体連合会介護保険課	電話 048-824-2568（苦情相談専用）